

論点整理①「条例の目的」

<国及び他自治体の状況>

<p>国 (公文書管理法)</p>	<p>(目的) 第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
<p>千葉市</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、本市の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書等の適正な管理、特定重要公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、本市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
<p>宮城県</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものとするとともに、その適正な管理が県民の知る権利を尊重する情報公開制度の基盤となることを踏まえ、公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、歴史行政文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
<p>東京都</p>	<p>(目的) 第一条 この条例は、東京都（以下「都」という。）の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、都民による都政への参加を進めるために不可欠な都民共有の財産であることを明らかにするとともに、公文書等の適正な管理が情報公開の基盤であるとの認識の下、都民が主体的に公文書等を利用し得ることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって都政の透明化を推進し、現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすことを目的とする。</p>
<p>岩手県</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等及び法人文書の適正な管理並びに歴史公文書の適切な保存、利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>

論点整理② 「実施機関」

<国及び他自治体の状況>

<p>国 (公文書管理法)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。 (1) 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関 (2) 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。） (3) 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。） (4) 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの (5) 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの (6) 会計検査院 2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。 3～8 〔略〕</p>
<p>千葉県</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者並びに議会をいう。</p>
<p>沖縄県</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</p>
<p>長野県</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。 (地方独立行政法人の文書管理) 第33条 地方独立行政法人であつて県が設立したものは、その公共性に鑑み、その管理する文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

論点整理③「デジタル化等を踏まえた文書管理」

<国及び他自治体の状況>

<p>国 (公文書管理法)</p>	<p>(定義) 第二条 1～3 [略] 4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（<u>図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）</u>であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるも (2) 特定歴史公文書等 (3) 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）</p>
<p>千葉県</p>	<p>(電子化の推進) 第16条 実施機関は、公文書の適正な管理、事務又は事業の効率化等に資するため、公文書の電子化の推進に努めなければならない。</p>

論点整理④「意思決定に至る過程等の跡付け」

<国及び他自治体の状況>

<p style="text-align: center;">国 (公文書管理法)</p>	<p>第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 法令の制定又は改廃及びその経緯 (2) 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯 (3) 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 (4) 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯 (5) 職員の人事に関する事項</p>
<p style="text-align: center;">千葉市</p>	<p>(文書の作成)</p> <p>第五条 実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">鹿児島県</p>	<p>(文書の作成)</p> <p>第四条 実施機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">三重県</p>	<p>(文書の作成)</p> <p>第四条 実施機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に係る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他公文書管理規程（第十一条第一項に規定する公文書管理規程をいう。以下同じ。）で定める事項について、文書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 条例の制定又は改廃及びその経緯 (2) 行政運営若しくは政策の基本的な事項を定める方針又は計画の策定又は改正及びその経緯 (3) 複数の実施機関による申合せ又は他の実施機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 (4) 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯 (5) 職員の人事に関する事項</p>

論点整理⑤ 「行政文書作成後の一連の管理の在り方」

<国及び他自治体の状況>

徳島県	<p>(公文書ファイル管理簿)</p> <p>第七条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、公文書管理規程で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置、保存場所その他の必要な事項（徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号。以下「情報公開条例」という。）第八条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、公文書管理規程で定める期間未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、公文書管理規程で定めるところにより、<u>当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。</u></p>
群馬県	<p>(簿冊管理簿)</p> <p>第七条 実施機関は、簿冊等の管理を適切に行うため、規則で定めるところにより、簿冊等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（群馬県情報公開条例（平成十二年群馬県条例第八十三号。以下本則において「情報公開条例」という。）第十四条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「簿冊管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、規則で定める期間未満の保存期間が設定された簿冊等については、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、簿冊管理簿について、規則で定めるところにより、一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。</p>
山口県	<p>(管理状況の報告等)</p> <p>第十条 実施機関は、簿冊管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</p> <p>3 知事は、第一項に定めるもののほか、<u>公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。</u></p>
山形県	<p>(管理状況の報告等)</p> <p>第9条 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項に定めるもののほか、<u>公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。</u></p>

論点整理⑥「保存期間が満了した文書の取扱い」 (1 / 2)

<国及び他自治体の状況>

<p style="text-align: center;">国 (公文書管理法)</p>	<p>(移管又は廃棄)</p> <p>第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。</p> <p>2 行政機関（会計検査院を除く。以下この項、第四項、次条第三項、第十条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。）の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長は、第一項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。</p>
<p style="text-align: center;">千葉県</p>	<p>(保存期間が満了した文書ファイルの取扱い)</p> <p>第11条 市長は、保存期間が満了した文書ファイルについて、第7条第1項の規定による定めに基づき、引き続き保存し、又は廃棄しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により文書ファイルを引き続き保存し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、当該文書ファイルが特定重要公文書等選別基準に適合するか否かについて、千葉県公文書等管理審査会の意見を聴かななければならない。ただし、1年未満の保存期間を設定した文書ファイルを廃棄しようとするときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により引き続き保存する文書ファイルについて、第19条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨を記録しなければならない。</p> <p>4 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した文書ファイルについて、第7条第2項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。</p> <p>5 市長以外の実施機関は、前項の規定により文書ファイルを移管し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。ただし、1年未満の保存期間を設定した文書ファイルを廃棄しようとするときは、この限りでない。</p> <p>6 市長は、前項の規定による協議があったときは、当該文書ファイルが特定重要公文書等選別基準に適合するか否かについて、千葉県公文書等管理審査会の意見を聴かななければならない。</p> <p>7～8 (略)</p>

論点整理⑥ 「保存期間が満了した文書の取扱い」 (2 / 2)

滋賀県	<p>(移管または廃棄)</p> <p>第8条 実施機関は、保存期間が満了したファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、公文書館に移管し、または廃棄しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により保存期間が満了したファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による報告があったときは、速やかに、当該報告に係るファイル等にまとめられた現用公文書が歴史公文書等に該当するか否かについて、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 知事は、前項の意見を勘案し、第2項の規定による報告に係るファイル等にまとめられた現用公文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該ファイル等を保有する実施機関に対し、当該ファイル等を公文書館に移管するよう求めるものとする。</p> <p>5 実施機関は、前項の規定による求めがあったときは、当該ファイル等について当該求めを参酌して第5条第5項の規定による定めを変更し、当該ファイル等を公文書館に移管することができる。</p> <p>6 実施機関は、第1項または前項の規定により公文書館に移管するファイル等について、公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p>
愛媛県	<p>(公文書ファイル等の廃棄)</p> <p>第8条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄するものとする。</p>

論点整理⑦「特定歴史公文書」 (1 / 2)

<国及び他自治体の状況>

<p style="text-align: center;">国 (公文書管理法)</p>	<p>(定義) 第二条 1～5 [略] 6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。 7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。 (1) 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの (2) 第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管されたもの (3) 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの (4) 法人その他の団体(国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。)又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの 8 この法律において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 行政文書 (2) 法人文書 (3) 特定歴史公文書等</p>
<p style="text-align: center;">千葉県</p>	<p>(定義) 第2条 1・2 [略] 3 この条例において「重要公文書」とは、公文書のうち、市政の重要事項に関わり、将来にわたって本市の諸活動及び歴史を跡付け、又は検証する上で重要な資料であると実施機関が認めるものをいう。 4 この条例において「特定重要公文書」とは、重要公文書のうち、第10条第1項に規定する特定重要公文書等選別基準に適合すると市長が引き続き保存したもの及び市長に移管されたものをいう。 5 この条例において「特定重要公文書等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 特定重要公文書 (2) 法人その他の団体又は個人から市長に対し寄贈又は寄託の申出があった文書等で、第10条第1項に規定する特定重要公文書等選別基準に適合すると市長が認め、寄贈又は寄託を受けたもの 6 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 公文書 (2) 特定重要公文書等</p>

論点整理⑦「特定歴史公文書」 (2 / 2)

新潟県	<p>(定義)</p> <p>第2条 1・2 [略]</p> <p>3 この条例において「歴史公文書」とは、次に掲げる文書をいう。</p> <p>(1) 県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書</p> <p>4 この条例において「特定歴史公文書」とは、歴史公文書のうち、第8条第1項若しくは第3項又は第26条第3項の規定により実施機関から知事に移管されたものをいう。</p> <p>5 この条例において「公文書」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 行政文書</p> <p>(2) 特定歴史公文書</p>
高知県	<p>(定義)</p> <p>第2条 1・2 [略]</p> <p>3 この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる文書をいう。</p> <p>(1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書</p> <p>4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 第12条第1項若しくは第3項又は第35条第2項の規定により第4条に規定する高知県立公文書館(次号において「公文書館」という。)に移管されたもの</p> <p>(2) 法人その他の団体(県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。第16条第1項第3号において「法人等」という。)又は個人から県行政の推移が跡付けられるものとして公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの</p> <p>5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公文書</p> <p>(2) 特定歴史公文書等</p>

論点整理⑧「文書館の役割」 (1 / 2)

<国及び他自治体の状況>

<p>国 (公文書管理法)</p>	<p>(特定歴史公文書等の保存等) 第十五条 国立公文書館等の長(国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあつてはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあつてはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。)は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。 2～4 [略]</p>
<p>千葉県</p>	<p>(特定重要公文書等の保存) 第17条 市長は、特定重要公文書等について、第29条第1項の規定により廃棄する場合を除き、永久に保存しなければならない。 2～4 [略]</p>
<p>東京都</p>	<p>(移管又は廃棄) 第十条 実施機関は、公文書がその保存期間を満了したときは、第七条第二項の規定による定めに基づき、当該公文書を公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。 [略] (特定歴史公文書等の保存等) 第十八条 知事は、特定歴史公文書等について、第二十六条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。 2 知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。 3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。 4 知事は、東京都規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。</p>

論点整理⑧ 「文書館の役割」 (2 / 2)

静岡県	<p>(移管又は廃棄)</p> <p>第9条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第6条第5項の規定による定めに基づき、知事に移管し、又は廃棄しなければならない。</p> <p>[略]</p> <p>(保存等)</p> <p>第14条 知事は、特定歴史公文書について、第26条第1項の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。</p> <p>2 知事は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。</p> <p>3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書の分類、名称、移管をした実施機関の名称、移管を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。</p>
群馬県	<p>(特定歴史公文書等の保存等)</p> <p>第十一条 教育委員会は、特定歴史公文書等について、第三十二条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、特定歴史公文書等に個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。</p>

論点整理⑨「特定歴史公文書の利用」

<国及び他自治体の状況>

<p>国 (公文書管理法)</p>	<p>(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)</p> <p>第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。〔略〕</p> <p>(審査請求及び公文書管理委員会への諮問)</p> <p>第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができる。</p> <p>2～4 〔略〕</p>
<p>千葉県</p>	<p>(特定重要公文書等の利用請求)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、前条第4項の目録の記載に従い、市長に対して特定重要公文書等の利用の請求(以下「利用請求」という。)をすることができる。</p> <p>〔略〕</p> <p>(公文書等管理審査会への諮問)</p> <p>第32条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、千葉県公文書等管理審査会に諮問しなければならない。</p>
<p>岩手県</p>	<p>(利用請求権)</p> <p>第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保存する歴史公文書の利用を請求することができる。</p>
<p>香川県</p>	<p>(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)</p> <p>第13条 知事は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求(以下「利用請求」という。)があったときは、次に掲げる場合を除き、利用請求をしたもの(以下「利用請求者」という。)に対し、当該特定歴史公文書等を利用させなければならない。〔略〕</p>

論点整理⑩ 「公文書管理の適正性の担保」

<p style="text-align: center;">国 (公文書管理法)</p>	<p style="text-align: center;">(審査請求及び公文書管理委員会への諮問)</p> <p>第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p>
<p style="text-align: center;">千葉県</p>	<p style="text-align: center;">(特定重要公文書等の廃棄)</p> <p>第29条 市長は、特定重要公文書等として保存されている文書等が将来にわたり保存する必要がなくなつたと認める場合には、当該文書等を廃棄することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により文書等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、千葉県公文書等管理審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の意見を踏まえ、第1項の規定により文書等を廃棄しようとするときは、当該文書等の目録を公表しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(公文書等管理審査会への諮問)</p> <p>第32条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、千葉県公文書等管理審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定重要公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定重要公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p> <p>(3) 審査請求が、千葉県公文書等管理審査会によって、市民の権利利益及び市政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合</p>